

介護保険法施行規則及び生活保護法施行規則の  
一部を改正する省令案  
新旧対照条文目次

1	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	1
2	生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）	40
3	社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）	45

収

正

案

現

行

目次

第一章 総則（第一条―第二十二條の三十七）  
第二章 被保険者（第二十三條―第三十三條）  
第三章 保険給付

第一節 通則（第三十四條―第三十四條の十六）

第二節 認定（第三十五條―第六十條）

第三節 介護給付（第六十一條―第八十三條の八）

第四節 予防給付（第八十四條―第九十七條の四）

第五節 保険給付の制限等（第九十八條―第一百十三條）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 介護支援専門員

第一款 登録等（第一百三三條の二―第一百三三條の二六六）

第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等（第一百三三條の二七―第一百三三條の三十八）

第二節 指定居宅サービス事業者（第一百四四條―第一百三十一條）

第三節 指定地域密着型サービス事業者（第一百三十一條の二―第一百三十一條の十）

第四節 指定居宅介護支援事業者（第一百三十二條・第一百三十三條）

第五節 介護保険施設（第三十四條―第一百四四條）

第六節 指定介護予防サービス事業者（第一百四四條の二―第一百四四條の十九）

第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百四四條）

目次

第一章 総則（第一条―第二十二條の三十二）  
第二章 被保険者（第二十三條―第三十三條）  
第三章 保険給付

第一節 通則（第三十四條）

第二節 認定（第三十五條―第六十條）

第三節 介護給付（第六十一條―第八十三條の八）

第四節 予防給付（第八十四條―第九十七條の四）

第五節 保険給付の制限等（第九十八條―第一百十三條）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 介護支援専門員

第一款 登録等（第一百三三條の二―第一百三三條の二六六）

第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等（第一百三三條の二七―第一百三三條の三六）

第二節 指定居宅サービス事業者（第一百四四條―第一百三十一條）

第三節 指定地域密着型サービス事業者（第一百三十一條の二―第一百三十一條の十）

第四節 指定居宅介護支援事業者（第一百三十二條・第一百三十三條）

第五節 介護保険施設（第三十四條―第一百四四條）

第六節 指定介護予防サービス事業者（第一百四四條の二―第一百四四條の十九）

第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百四四條）

の二十一―第四百四條の二十四）

第八節 指定介護予防支援事業者（第四百四條の二十五―第四百四條の二十八）

第九節 介護サービス情報の公表（第四百四條の二十九―第四百四條の五十三）

第五章 地域支援事業等（第四百四條の五十四―第四百四條の五十九）

第六章 保険料等（第四百四十一條―第四百五十九條）

第七章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第六十條）

第八章 介護給付費審査委員会（第六六十一條―第六六十五條）

第九章 雑則（第六六十五條の二―第六六十五條の四）

第十章 施行法の経過措置等に関する規定（第六六十六條―第八十一條）

附則

（要介護状態の継続見込期間）

第二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七條第一項の厚生労働省令で定める期間は、六月間とする。ただし、法第七條第三項第二号に該当する者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第二条第一号に規定する疾病によつて生じたものに係る要介護状態の継続見込期間については、六月に満たないと判断される場合にあつては、死亡までの間とする。

（要支援状態の継続見込期間）

第三条 法第七條第二項の厚生労働省令で定める期間は、六月間とする。ただし、法第七條第四項第二号に該当する者であつて、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が令第二条第

の二十一―第四百四條の二十四）

第八節 指定介護予防支援事業者（第四百四條の二十五―第四百四條の二十八）

第九節 介護サービス情報の公表（第四百四條の二十九―第四百四條の五十二）

第五章 地域支援事業等（第四百四條の五十九―第四百四條の六十二）

第六章 保険料等（第四百四十一條―第四百五十九條）

第七章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第六十條）

第八章 介護給付費審査委員会（第六六十一條―第六六十五條）

第九章 雑則（第六六十五條の二―第六六十五條の四）

第十章 施行法の経過措置等に関する規定（第六六十六條―第八十一條）

附則

（要介護状態の継続見込期間）

第二条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七條第一項の厚生労働省令で定める期間は、六月間とする。

（要支援状態の継続見込期間）

第三条 法第七條第二項の厚生労働省令で定める期間は、六月間とする。

号に規定する疾病によつて生じたものに係る要支援状態の継続見込期間については、六月に満たないと判断される場合にあつては、死亡までの間とする。

(法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設)

第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する病院若しくは診療所又は合|第四条第二項に規定する病床を有する病院(前号に掲げるものを除く。)

(研修の課程)

第二十二條の二十三 令第三条第一項各号に掲げる研修(以下この条から第二十二條の二十九までにおいて「研修」という。)の課程は、介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程(以下「一級課程」という。)、訪問介護に関する二級課程(以下「二級課程」という。)、及び訪問介護に関する三級課程(以下「三級課程」という。)とする。

2| 介護職員基礎研修課程は、介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

3| 一級課程は、二級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員(訪問介護員(一級課程、二級課程又は三級課程を修了した者をいう。以下同じ。))のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の

(法第七条第十四項の厚生労働省令で定める施設)

第十四条 法第七条第十四項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する病院若しくは診療所又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)|第四条第二項に規定する病床を有する病院(前号に掲げるものを除く。)

(参考)

○訪問介護員に関する省令

(研修の課程)

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)|第三条第一項各号に掲げる研修(以下「研修」という。)の課程は、一級課程、二級課程及び三級課程とする。

2 一級課程は、二級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員(訪問介護員のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供す

訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うものをいう。以下同じ。)が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、二級課程を修了した者を対象として行われるものとする。

4| 二級課程は、訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

5| 三級課程は、訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

(研修の方法)

第二十二條の二十四 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

2| 講義は、通信の方法によつて行うことができるものとする。この場合においては、添削指導及び面接指導等適切な措置を併せて講じなければならない。

3| 研修の実施に当たつては、前条第一項に規定する課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。

(証明書の様式)

第二十二條の二十五 令第三条第一項に規定する証明書の様式は、様式第●によるものとする。

(指定の申請)

第二十二條の二十六 令第三条第一項第二号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

るために必要な業務を行うものをいう。以下同じ。)が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、二級課程を修了した者を対象として行われるものとする。

3 二級課程は、訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

4 三級課程は、訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

(研修の方法)

第二条 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

2 講義は、通信の方法によつて行うことができるものとする。この場合においては、添削指導及び面接指導を適切と認める方法により行わなければならない。

(証明書の様式)

第三条 令第三条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式によるものとする。

(指定の申請)

第四条 令第三条第一項第二号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 研修の名称及び課程
  - 三 事業所の所在地（講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）
  - 四 学則
  - 五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - 六 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）
  - 七 前号の施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書
  - 八 収支予算及び向こう二年間の財政計画
  - 九 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
  - 十 その他指定に関し必要があると認める事項
- 2 講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。
    - 一 講義を通信の方法によつて行う地域
    - 二 添削指導及び面接指導の指導方法
    - 三 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用に ついての当該施設の設置者の承諾書

（指定の基準）

第二十二条の二十七 令第三条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 介護職員基礎研修課程 次のイからハまでに掲げる基準を満たすこと
- イ 修業年限は、おおむね三年以内であること。
- ロ 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上であること

- ハ ロに規定する基準を満たす研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 二 講師は、介護職員基礎研修課程を教授するのに適当な者であること。
- ホ ロに規定する研修の内容を満了し実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
- ヘ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 一 級課程に係る基準 次のイからハまでに掲げる基準を満たすこと
  - イ 修業年限は、おおむね一年以内であること。
  - ロ 研修の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること
  - ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - 二 講師は、一級課程を教授するのに適当な者であること。
  - ホ ロに規定する研修の内容を満了し実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
  - ヘ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 二 級課程に係る基準 次のイからハまでに掲げる基準を満たすこと
  - イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。
  - ロ 研修の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること
  - ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - 二 講師は、二級課程を教授するのに適当な者であること。
  - ホ ロに規定する研修の内容を満了し実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 研修の名称及び課程
  - 三 事業所の所在地（講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）
  - 四 学則
  - 五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - 六 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）
  - 七 前号の施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書
  - 八 収支予算及び向こう二年間の財政計画
  - 九 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
  - 十 その他指定に関し必要があると認める事項
- 2 講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。
    - 一 講義を通信の方法によつて行う地域
    - 二 添削指導及び面接指導の指導方法
    - 三 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用に ついての当該施設の設置者の承諾書

（指定の基準）

第五条 令第三条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 級課程に係る基準
  - イ 修業年限は、おおむね一年以内であること。
  - ロ 研修の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
  - ハ 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - 二 講師は、一級課程を教授するのに適当な者であること。
  - ホ 別表第一に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
  - ヘ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 二 級課程に係る基準
  - イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。
  - ロ 研修の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。
  - ハ 別表第二に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - 二 講師は、二級課程を教授するのに適当な者であること。
  - ホ 別表第二に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

- ハ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 四 三級課程に係る基準
- イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。
- ロ 研修の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

二 講師は、三級課程を教授するのに適当な者であること。

ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

ハ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならぬ。

- 一 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
- 二 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導の時間数は、介護職員基礎研修課程にあつては●以上、一級課程に係るものにあつては十二以上、二級課程に係るものにあつては六以上、三級課程に係るものにあつては三以上であること。

四 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第二十二条の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名及び生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日並びに同項の証明書の番号とする。

- ハ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 三 三級課程に係る基準
- イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。
- ロ 研修の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ハ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

二 講師は、三級課程を教授するのに適当な者であること。

ホ 別表第三に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならぬ。

- 一 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
- 二 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導の時間数は、一級課程に係るものにあつては十二以上、二級課程に係るものにあつては六以上、三級課程に係るものにあつては三以上であること。

四 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第六条 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、訪問介護員の氏名及び生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日並びに修了証明書の番号とする。

「年月日並びに同項の証明書の番号とする。」

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第二十二條の二十九 介護員養成研修事業者(令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)は、第二十二條の二十六第六項各号(第九号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)若しくは第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、休止し、又は再開した場合にあつては、その研修の名称及び課程

- 二 廃止し、休止し、又は再開した場合にあつては、その年月日
- 三 廃止し、又は休止した場合にあつては、その理由
- 四 休止した場合にあつては、その予定期間

(名簿等の提出)

第二十二條の三十 介護員養成研修事業者は、毎事業年度終了後二月以内に、令第三条第二項第二号イに規定する名簿及び事業報告書を当該指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

(福祉用具専門相談員指定講習会)

第二十二條の三十一 令第三条の二第二項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習会(以下「講習会」という。)は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具(法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。)の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識、技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。

2 講習会は、講義、演習により行うものとする。

3 講習会の実施に当たっては、前項に規定する課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。

(証明書の様式)

第二十二條の三十二 令第三條の二第二項第九号に規定する証明書の様式は、様式第●によるものとする。

(指定の申請)

第二十二條の三十三 令第三條の二第一項第九号の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、講習会の事業に係る事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 講習会の名称及び課程
- 三 事業所の所在地
- 四 運営規程
- 五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに選任又は兼任の別
- 六 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 七 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- 八 その他指定に関し必要があると認める事項

(指定の基準)

第二十二條の三十四 令第三條の二第一項第九号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 講習会は年に一回以上開催されること。
- 二 講習会の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること。
- 三 前号に規定する講習会の内容を教授するのに必要な数の講師

を有すること。

四 講師は、講習会の課程を教授するのに適当な者であること。

(名簿の記載事項)

第二十二條の三十五 令第三條の二第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第九号の証明書の交付を受けた者の氏名及び生年月日、講習会の修了年月日並びに同項第九号の証明書の番号とする。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第二十二條の三十六 講習会を行う者は、第二十二條の三十三第一項各号（第七号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、休止し、又は再開した場合にあつては、その講習会の名称及び課程
- 二 廃止し、休止し、又は再開した場合にあつては、その年月日
- 三 廃止し、又は休止した場合にあつては、その理由
- 四 休止した場合にあつては、その予定期間

(名簿等の提出)

第二十二條の三十七 講習会を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、令第三條の二第二項第二号イに規定する名簿及び事業報告書を当該指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

## 第三章 保険給付

### 第一節 通則

(指定市町村事務受託法人の指定の要件)

## 第三章 保険給付

### 第一節 通則

- 第三十四条の二 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務（以下「照会等事務」という。）については、次のとおりとする。
- 一 法第二十三条に規定する居宅サービス等を提供していないこと。
  - 二 照会等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
  - 三 法人の役員又は職員が、照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 四 照会等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 五 二号から前号に定めるもののほか、照会等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。
- 2 | 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務（以下「要介護認定調査事務」という。）については、次のとおりとする。ただし、指定市町村事務受託法人の指定の申請を行った法人が第一号の要件を満たしていない場合において、都道府県知事が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。
- 一 居宅サービス等を提供していないこと。
  - 二 要介護認定調査事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
  - 三 法人の役員又は職員が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 四 要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 五 二号から前号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

六 要介護認定調査事務を遂行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していること。

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

- 第三十四条の三 令第十一条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地
  - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - 三 当該申請に係る法第二十四条の二第一項各号に規定する事務（以下「受託事務」という。）の開始の予定年月日
  - 四 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書
  - 五 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - 六 第三十四条の九に規定する運営規程
  - 七 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - 八 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態
  - 九 当該申請に係る資産の状況
  - 十 第三十四条の四各号に該当しないことを誓約する書面
  - 十一 役員の名、生年月日及び住所
  - 十二 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 | 前項の申請書には、第三十四条の二第二項ただし書きの規定により都道府県知事が特別の事情があると認めた場合は、事務所の所在地の市町村長又は要介護認定調査事務を委託しようとする市町村長の意見を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 | 市町村長は、前項の意見を記載するに当たり、中立の立場で公

正な判断をすることができる。有識者の意見を聴くものとする。

4 令第十一条の三第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 令第十一条の二第四項で準用する第三十四条の四各号に該当しないことを誓約する書面

5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る指定市町村事務受託法人が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(欠格条項)

第三十四条の四 令第十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 申請者が、第三十四条の二で定める要件を満たさない者であるとき。

二 申請者が、法及び令第三十五条の二に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、令第十一条の七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

四 申請者が、令第十一条の七の規定による指定の取消しの処分に係る行政

手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に令第十一条の四第一項の規定による事業の廃

止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、法第二十四条の二第一項の指定の申請前五年以内に法第二十三条に規定する居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

六 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい）、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事務所を管理する者（以下この条及び第三十四条の六第一項において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第二号又は前号に該当する者

ハ 令第十一条の七の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第四号に規定する期間内に令第十一条の四第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該事業の廃止の日から起算して五年を経過しないもの

(指定の取消し等)

第三十四条の五 令第十一条の七第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 二 指定市町村事務受託法人が、令第十一条の五第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 指定市町村事務受託法人又は当該指定市町村事務受託法人の職員が、令第十一条の五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定市町村事務受託法人の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定市町村事務受託法人が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 四 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。
- 五 前三号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び令第三十五条の二に掲げる法律の規定又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 七 指定市町村事務受託法人の役員等のうち指定の取消し又は指定の全部若しくは、部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 八 指定市町村事務受託法人が、第三十四条の七第二項の規定により報告を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 九 指定市町村事務受託法人が、第三十四条の十二に規定する勸誘や指示等を行ったとき。

2] 市町村長は、受託事務を委託した指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならぬ。

- (指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)
- 第三十四条の六 指定市町村事務受託法人は、第三十四条の三第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号及び第十一号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、役員等の変更に伴うものは、第三十四条の四各号(令第十一条の三第四項で準用する場合も含む。)に該当しないことを誓約する書面を添付して行うものとする。
- 2] 指定市町村事務受託法人は、受託事務を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 廃止、休止又は再開した年月日
  - 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
  - 三 休止した場合にあつては、休止の予定期間

(事務の委託の公示等)

- 第三十四条の七 市町村長は、法第二十四条の二第五項の規定により公示するときは、速やかに次に掲げる項目を公示しなければならない。
- 一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
  - 二 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
  - 三 委託開始の予定年月日
  - 四 委託事務の内容
- 2] 市町村長は、法第二十四条の二第一項の委託を終了するときは

- 次に掲げる項目を公示しなければならない。
- 一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
- 二 委託している指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
- 三 委託終了の年月日
- 四 委託事務の内容

3 令第十一条の二第一項の規定により指定市町村事務受託法人の指定を受けた法人は、要介護認定調査事務を行ったとき、当該事務を委託した市町村に対して、市町村が当該事務を委託した法第二十七条第一項の申請をした被保険者（次項において「要介護認定調査申請者」という。）のうち、指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者（次項において「居宅サービス等利用者」という。）の数を報告しなければならない。

- 4 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表しなければならない。
- 一 要介護認定調査申請者の数
- 二 居宅サービス等利用者の数

（身分を証する書類の携行）

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員にその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（運営規程）

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容

- 三 営業日及び営業時間
- 四 受託事務の実施方法及び内容
- 五 受託事務の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

（揭示）

第三十四条の十 指定市町村事務受託法人は、事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を揭示しなければならない。

（広告）

第三十四条の十一 指定市町村事務受託法人は、指定市町村事務受託法人について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（勧誘等の禁止）

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人の役員又は職員は、要介護認定調査事務を受託した場合には、当該事務を実施した被保険者に対して特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用すべき旨等の勧誘、指示等を行ってはならない。

（苦情処理）

第三十四条の十三 指定市町村事務受託法人は、実施した受託事務に対する照会等対象者又は被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定市町村事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故発生時の対応）

第三十四条の十四 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に

- より事故が発生した場合には速やかに市町村、被保険者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定市町村事務受託法人は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第三十四条の十五 指定市町村事務受託法人は、法第二十四条の二第一項の指定に係る事務所ごとに経理を区分するとともに、受託事務に関する事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第三十四条の十六 指定市町村事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 3 指定市町村事務受託法人は、第三十四条の十三に規定する苦情の内容等の記録並びに第三十四条の十四に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

(高額介護予防サービス費の支給の申請)

- 第九十七条の二 高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
- (略)
- 二 当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた令第二十二條の

(高額居宅支援サービス費の支給の申請)

- 第九十七条の二 高額居宅支援サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
- (略)
- 二 当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等

- 二第二項に規定する介護予防サービス等に係る同項第四号に掲げる額
- 2 前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
- 3 高額介護予防サービス費が、令第二十九条の二第五項から第七項までの規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(指定試験実施機関の指定の申請)

- 百十三條の二十七 法第六十九條の二十七第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

- 二 介護支援専門員実務研修受講試験の名称
- 三 介護支援専門員実務研修受講試験を行う施設の所在地
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
- 七 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 八 下敷料その他介護支援専門員実務研修受講試験の受験者から受領する金額
- 九 その他指定に関し必要があると認める事項
- 2 令第三十五條の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。
- 3 令第三十五條の三第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項

に係る令第二十二條の二第二項第四号に掲げる額

- 2 前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
- 3 高額居宅支援サービス費が、令第二十九条の二第五項、第六項又は第七項の規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。

（指定研修実施機関の指定の申請）

第百十三条の三十八 法第六十九条の三十三第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - 二 介護支援専門員実務研修及び更新研修（以下この条において「研修」という。）の名称
  - 三 研修を行う施設の所在地
  - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - 五 当該申請に係る事業の開始予定年月日
  - 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
  - 七 当該申請に係る事業に係る資産の状況
  - 八 受講料その他研修の受講者から受領する金額
  - 九 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目
  - 十 その他指定に関し必要があると認める事項
- 4 令第三十五条の四第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号及び第九号に掲げる事項とする。
- 3 令第三十五条の四第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。
- 4 令第三十五条の四第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、介護支援専門員実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

#### 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

#### 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

##### 第九節 介護サービス情報の公表

（法第百十五条の二十九第一項の厚生労働省令で定めるサービス

）  
第百四十条の二十九 法第百十五条の二十九第一項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム又は有料老人ホームに係るものに限る。）、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスとする。

（法第百十五条の二十九第一項の厚生労働省令で定めるとき）  
第百四十条の三十 法第百十五条の二十九第一項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第三十七条の五第一項に規定する計画（以下この条及び第百四十条の三十六において「計画」という。）で定められたときとする。

一 第百四十条の三十六第二号の計画の基準日前の一年間において、提供を行った介護サービス（法第百十五条の二十九第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

二 都道府県知事に対し報告を行うことができない正当な理由があるもの

（法第百十五条の二十九第一項の厚生労働省令で定める情報）  
第百四十条の三十一 法第百十五条の二十九第一項の厚生労働省令

で定める情報は、介護サービスの提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、法第百十五条

の二十九第二項の厚生労働省令で定めるときにあつては、別表第一及び第二に掲げる項目に関するものとする。

（法第百十五條の二十九第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報）

第百四十條の二十二 法第百十五條の二十九第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（法第百十五條の二十九第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

（法第百十五條の二十九第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果）

第百四十條の二十三 法第百十五條の二十九第三項の厚生労働省令で定める報告内容及び調査の結果は、別表第一に掲げる項目に関する情報に係る報告内容及び別表第二に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

（令第三十七條の五第一項の厚生労働省令で定める期限）

第百四十條の三十四 令第三十七條の五第一項の厚生労働省令で定める期限は、介護サービスの提供を開始しようとする日の二週間前の日とする。

（令第三十七條の五第一項の厚生労働省令で定める手続）

第百四十條の三十五 令第三十七條の五第一項の厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府知事に提出することとする。

一 法第四十一條第一項本文、第四十二條の二第一項本文、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号若しくは第三号、第五十三條第一項本文若しくは第五十四條本文の指定又は第九十四

條第一項の許可を受けたことが確認できる事項（当該指定又は許可を受けていない場合においては、当該指定又は許可の申請を行ったことが確認できる事項）

二 介護サービスの提供の開始予定年月日

三 別表第一に掲げる項目に関する情報

（令第三十七條の五第一項で定める事項）

第百四十條の三十六 令第三十七條の五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 計画の基準日
- 二 計画の期間
- 三 報告の対象となる介護サービス事業者（法第百十五條の二十九第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）
- 四 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

（指定調査機関の指定の申請）

第百四十條の三十七 法第百十五條の三十第一項の指定を受けようとする者は、その調査を行うおとす介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 調査事務を行う事務所の名称及び所在地
- 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
- 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 五 当該申請の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該申請の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支計算書

- 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 八 役員の名及び経歴、法人の種類に応じて次条第一項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十 調査事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十一 申請者が令第三十七条の六各号に該当しないものであることを誓約する書面
- 十二 調査を行うおとする介護サービスの種類、当該調査を行うおとする介護サービスの種類ごとの調査実施可能件数及び調査員（法第十五条の三十一第一項に規定する調査員をいう。以下同じ。）の数
- 十三 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

（指定調査機関の指定の基準）

- 第四百四十条の三十八 令第三十七条の七第三号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に並び、当該各号に定める者とする。
- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された法人、社員
  - 二 合名会社、合資会社又は合同会社、社員
  - 三 株式会社、株主
  - 四 その他の法人、当該法人の種類に応じて前二号に定める者に類するもの
- 2) 令第三十七条の七第四号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 指定を受けようとする者が調査を行うおとする介護サービスを自ら提供していないこと。
  - 二 調査事務（法第十五条の三十一第一項に規定する調査事務を

いう。以下同じ。）に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。

- 三 前二号に掲げるほか、調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（法第十五条の三十一第一項の厚生労働省令で定める調査事務の実施の方法）

- 第四百四十条の三十九 法第十五条の三十一第一項の厚生労働省令で定める調査事務の実施の方法は、次に掲げるものとする。
- 一 調査員二名以上によって行うこと。
  - 二 調査客体である介護サービス事業者を訪問し、調査客体を代表する者に対する面接調査の方法によって行うこと。

（令第三十七条の九第二項の厚生労働省令で定める事項）

- 第四百四十条の四十 令第三十七条の九第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 計画（令第三十七条の九第二項に規定する計画をいう。次号において同じ。）の基準口
  - 二 計画の期間
  - 三 介護サービス事業者ごとの調査を行う月
  - 四 介護サービス事業者に対し、調査を行う指定調査機関の名称
  - 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

（調査事務規程の記載事項）

- 第四百四十条の四十一 令第三十七条の十第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 調査事務を行う時間及び休日に関する事項
  - 二 調査事務を行う事務所に関する事項
  - 三 手数料の収納の方法に関する事項
  - 四 調査事務の実施の方法に関する事項

五 調査事務に関する帳簿（第一百五十五条の三十三に規定する帳簿をいう。事情において同じ。）の管理に関する事項  
六 その他調査事務の実施に関し必要な事項

（法第百十五條の三十三の厚生労働省令で定める事項）

第百四十條の四十二 法第百十五條の三十三の厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。

- 一 調査を行った年月日
- 二 調査を行った介護サービス事業者の名称
- 三 調査を行った調査員の氏名
- 四 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定調査機関（法第百十五條の三十一項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、帳簿への記載に代えることができる。

3 指定調査機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を調査事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（調査員養成研修）

第百四十條の四十三 令第三十七條の十四第一項に規定する調査員養成研修（以下「調査員養成研修」という。）は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われる研修とする。

2 調査員養成研修は、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する専門的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

3 調査員養成研修は、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。

（調査員登録証明書の様式）

第百四十條の四十四 令第三十七條の十四第二項に規定する調査員登録証明書の様式は、様式第●号によるものとする。

（調査員養成研修を行う者に係る指定の申請）

第百四十條の四十五 令第三十七條の十四第四項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - 二 調査員養成研修の名称
  - 三 調査員養成研修を行う施設の所在地
  - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - 五 当該申請に係る事業の開始予定年月日
  - 六 当該申請の口の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
  - 七 当該申請に係る事業に係る資産の状況
  - 八 受講料その他調査員養成研修の受講者から受領する金額
  - 九 調査員養成研修の課程並びに講師の氏名、経歴及び担当科目
  - 十 その他指定に関し必要があると認める事項
- 令第三十七條の十四第四項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号及び第九号に掲げる事項とする。
- 令第三十七條の十四第四項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号及び第九号に掲げる事項とする。

項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。）までに掲げる事項とする。

4 令第三十七条の第十四項第三号ハの厚生労働省令で定める事項は、調査員養成研修修了者の氏名、性別及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

（法第百十五條の三十六第一項の厚生労働省令で定める事務）

第百四十條の四十六、法第百十五條の三十六第一項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 介護サービス情報の報告の受理に関する事務
- 二 介護サービス情報の公表に関する事務
- 三 法第百十五條の三十第一項の指定に係る審査に関する事務

（指定情報公表センターの指定の申請）

第百四十條の四十七、法第百十五條の三十六第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 情報公表事務を行う事務所の名称及び所在地
- 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
- 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 五 当該申請の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該申請の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 八 役員の名簿及び経歴、法人の種類に応じて次条第一項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

九 現に行っている業務の概要を記載した書類

十 情報公表事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一 申請者が令第三十七条の第十五第二項において準用する令第三

十七条の六各号に該当しないものであることを誓約する書面

十二 情報公表事務に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要

十三 当該申請に係る事業に係る費用の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（指定情報公表センターの指定の基準）

第百四十條の四十八、令第三十七条の十六第三号の厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 民法第三十四条の規定に基づき設立された法人 社員
- 二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員
- 三 株式会社 株主
- 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの

2 令第三十七条の十六第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 介護サービスを自ら提供していないこと
- 二 情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること
- 三 前二号に掲げるほか、情報公表事務の公正かつ適正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと

（令第三十七條の十五第二項において準用する令第三十七條の九第二項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十條の四十九、令第三十七條の十五第二項において準用する令第三十七條の九第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲

げるものとする。

一 計画（合第三十七条の十五第二項において準用する合第三十七条の九第二項に規定する計画をいう。次号において同じ。）の基準日

二 計画の期間

三 介護サービス事業者ごとの公表を行う月

四 その他都道府県知事が必要と認める事項

（情報公表事務の引継ぎ）

第四百四十条の五十 都道府県知事は、合第三十七条の十五第一項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 情報公表事務を指定情報公表センター（法第一百五十五条の三十六第一項に規定する指定情報公表センターをいう。以下同じ。）に引き継ぐこと。

二 情報公表事務に関する帳簿（法第一百五十五条の三十六第三項により準用する法第一百五十五条の三十三の帳簿をいう。次条から第四百四十条の五十三までにおいて同じ。）及び書類を指定情報公表センターに引き継ぐこと。

三 その他都道府県知事が必要と認めること。

（情報公表事務規程の記載事項）

第四百四十条の五十一 合第三十七条の十五第二項において準用する合第三十七条の十第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 情報公表事務を行う時間及び休日に関する事項

二 情報公表事務を行う事務所に関する事項

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 情報公表事務の実施の方法に関する事項

五 情報公表事務に関する帳簿の管理に関する事項

六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

（帳簿）

第四百四十条の五十二 法第一百五十五条の三十六第三項において準用する法第一百五十五条の三十三の情報公表事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 介護サービスの報告を受理した年月日

二 介護サービス情報の公表を行った年月日

三 指定調査機関の指定に係る審査に関する事項  
前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定情報公表センターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、帳簿への記載に代えることができる。

3 指定情報公表センターは、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。次条において同じ。）を情報公表事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（情報公表事務の引継ぎ）

第四百四十条の五十三 指定情報公表センターは、合第三十七条の十八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 情報公表事務を都道府県知事に引き継ぐこと。

二 情報公表事務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。

三 その他都道府県知事が適当と認めること。

第五章 地域支援事業等

第四百四十条の五十四（五十六）（略）

(法第百十五条の三十九第四項の厚生労働省令で定める基準)  
 第百四十条の五十七 法第百十五条の三十九第四項の厚生労働省令

- 一 地域包括支援センターは、次号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
- 二 担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。
  - イ 保健師 一人
  - ロ 社会福祉士 一人
  - ハ 主任介護支援専門員(第百四十条の五十九第三項に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。) 一人
- 三 前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。
  - イ 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合
  - ロ 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、前号の基準によつては地域包括支援センター

の効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(次号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。ハにおいて同じ。)において認められた場合

ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、地域包括支援センターを設置することが必要と地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから二人(うち一人は、専らその職務に従事する常勤の者をもつて充てられるものとする。)
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤の前号イに掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前号ロ又はハに掲げる者のいずれか一人

四 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等(法第二十三條に規定する居宅サービス等をいう。))の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者、地域住民の権利擁護を行い、又は相

族に必ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して山町村が適当と認める者により構成されるものをいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

第百四十条の五十八 (略)

(都道府県知事が行う研修)

第百四十条の五十九 令第三十七条の二十二に規定する研修(以下「主任介護支援専門員研修」という。)は、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修とする。

2] 主任介護支援専門員研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員(主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

3] 主任介護支援専門員研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。

(法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第百四十六条 法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該高齢等

第百四十条の三十二 (略)

(法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第百四十六条 法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該高齢退

職年金給付の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該高齢等年金給付の額の総額が、令第四十一条に定める額未満となる見込みであることとする。

一 高齢等年金給付を受ける権利を法律の規定により担保に供していること。

二 国民年金法第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)(附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六号若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。)(附則第十一条(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。)(第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)(地方公務員等共済組合法第七十六号)第七十六号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。)(附則第十条、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十三条の七、農林漁業団体職員共済組合法第二十三条の二又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基づき当該高齢等年金給付

職年金給付の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該高齢退職年金給付の額の総額が、令第四十一条に定める額未満となる見込みであることとする。

一 高齢退職年金給付を受ける権利を法律の規定により担保に供していること。

二 国民年金法第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)(附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六号若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十八条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。)(附則第十一条(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。)(第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。)(附則第十条又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基づき当該高齢退職年金給付の支給が停止されていること。

の支給が停止されていること。

三 国民年金法第七十二条若しくは第七十三条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一一条による改正前の国民年金法第七十二条若しくは第七十三条、厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三一条による改正前の厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、国家公務員共済組合法第七十五条若しくは第九十五条から第九十七条まで、昭和六十年国共済法等改正法第三一条の規定により適用される昭和六十年国共済法等改正法第一一条による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十五条若しくは第九十五条から第九十七条まで（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

（地方公務員等共済組合法第七十七条若しくは第九十九条から第一百十一条まで、昭和六十年地共済法等改正法第三一条の規定により適用される昭和六十年地共済法等改正法第一一条による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十七条若しくは第九十九条から第一百十一条まで、船員保険法第五十六条若しくは第五十七条又は昭和六十年国民年金等改正法第五十六条の規定による改正前の船員保険法第五十六条若しくは第五十七条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止され、一時差し止められ、又は行わないこととされていること。

四 国民年金法第二十一条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一一条による改正前の国民年金法第二十一条、厚生年金保険法第三十九条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三一条による改正前の厚生年金保険法第三十九条、昭和六十年国共済法等改正法附則第十條第二項において準用する国家公務員共済組合法

三 国民年金法第七十二条若しくは第七十三条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一一条による改正前の国民年金法第七十二条若しくは第七十三条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三一条による改正前の厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、昭和六十年国共済法等改正法第三一条の規定により適用される昭和六十年国共済法等改正法第一一条による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十五条若しくは第九十五条から第九十七条まで（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地共済法等改正法第三一条の規定により適用される昭和六十年地共済法等改正法第一一条による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十七条若しくは第九十九条から第一百十一条までの規定に基づき当該老齢退職年金給付の支給が停止され、一時差し止められ、又は行わないこととされていること。

四 国民年金法第二十一条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一一条による改正前の国民年金法第二十一条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三一条による改正前の厚生年金保険法第三十九条、昭和六十年国共済法等改正法附則第十條第二項において準用する国家公務員共済組合法第七十四条の三（私学共済法

第七十四条の三（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）昭和六十年地共済法等改正法附則第九條第二項において準用する地方公務員等共済組合法第七十六条の三、船員保険法第二十四条の三、昭和六十年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法第二十四条の三又は農林漁業団体職員共済組合法第二十三条の四の規定により内私とみなされた年金があること。

五 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第六十五條の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一七七 (略)

八 令第十一條の五第一項の規定により質問又は検査を行う場合と同條第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第八号の二

附則

(平成十七年改正法の施行に伴う経過措置)

第十八條 令附則第八條ただし書及び令附則第十條ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定居室サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定居室サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 令附則第八條本文又は令附則第十條本文に係る指定を不要とする旨

第十九條 第四十條第四項及び第五項の規定は、令附則第十二條第一項の調査の委託について準用する。

第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和六十年地共済法等改正法附則第九條第二項において準用する地方公務員等共済組合法第七十六条の三の規定により内私とみなされた年金があること。

五 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第六十五條の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一七七 (略)

第二十條 令附則第十五條第一項の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とする。

- 一 経過的要介護 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「平成十八年改正省令」という。）第五条による改正前の認定省令（以下「旧認定省令」という。）第一条第二号に規定する状態
- 二 要介護一 旧認定省令第一条第一号に該当する状態
- 三 要介護二 旧認定省令第一条第二号に該当する状態
- 四 要介護三 旧認定省令第一条第三号に該当する状態
- 五 要介護四 旧認定省令第一条第四号に該当する状態
- 六 要介護五 旧認定省令第一条第五号に該当する状態

第二十一条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号。以下「平成十八年改正令」という。）附則第十五条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項及び平成十八年改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する法第四十八条第一項の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、認定省令第一条第一号から第五号までに掲げる区分とする。

第二十二条 令附則第十八条の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、認定省令第一条第一号に掲げる要介護状態区分とする。

○生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十号）  
（第二条関係）

改正案	現行
<p>(指定の申請)</p> <p>第十条 法第四十九条(法第五十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により指定を受けようとする医療機関(国の開設した医療機関を除く。以下この条において同じ。)又は助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師若しくは柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)は、様式第三号による申請書とその医療機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八十八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。))又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八條の二第四項に規定する介護予防訪問介護を行う者に限る。))をいう。以下同じ。)にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業(以下「指定訪問看護事業」という。))、当該指定に係る居宅サービス事業(以下「指定居宅サービス事業」という。))又は当該指定に係る介護予防サービス事業(以下「指定介護予防サービス事業」という。))を行う事業所をいう。以下同じ。))の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第十條の二 法第五十四條の二第一項の規定により指定を受けようとする介護機関(国の開設した介護機関を除く。以下この条にお</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第十条 法第四十九条(法第五十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により指定を受けようとする医療機関(国の開設した医療機関を除く。以下この条において同じ。)又は助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師若しくは柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)は、様式第三号による申請書とその医療機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第七條第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。))をいう。以下同じ。)にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業(以下「指定訪問看護事業」という。))又は当該指定に係る居宅サービス事業(以下「指定居宅サービス事業」という。))を行う事業所をいう。以下同じ。))の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第十條の二 法第五十四條の二第一項の規定により指定を受けようとする介護機関(国の開設した介護機関を除く。以下この条にお</p>

いて同じ。)は、様式第三号の二による申請書をその介護機関の所在地(その事業として居宅介護を行う者(以下「居宅介護事業者」という。))にあつては当該申請に係る居宅介護事業(居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「居宅介護事業所」という。))の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。))にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業(居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「居宅介護支援事業所」という。))の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。))にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業(介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という。))の所在地、その事業として介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防事業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防事業所」という。))の所在地、地域包括支援センター(法第十五条の二第六項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。))の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。))にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。))の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2  
(略)

いて同じ。)は、様式第三号の二による申請書をその介護機関の所在地(その事業として居宅介護を行う者(以下「居宅介護事業者」という。))にあつては当該申請に係る居宅介護事業(居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「居宅介護事業所」という。))の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。))にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業(居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「居宅介護支援事業所」という。))の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。))にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業(介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という。))の所在地、その事業として介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防事業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防事業所」という。))の所在地、地域包括支援センター(法第十五条の二第六項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。))の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。))にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。))の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2  
(略)

(保護の実施機関の意見聴取)

第十一条 法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定により都道府県知事が、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の指定をするに当たつては、その医療機関、介護機関又は助産機関若しくは施術者の所在地又は住所(指定訪問看護事業者等にあつては第十条第一項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者、介護予防福祉用具販売事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所又は特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(同条第一号の場合に限る。))の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地

四・五 (略)

(保護の実施機関の意見聴取)

第十一条 法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定により都道府県知事が、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の指定をするに当たつては、その医療機関、介護機関又は助産機関若しくは施術者の所在地又は住所(指定訪問看護事業者等にあつては第十条第一項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地、居宅介護事業者又は居宅介護支援事業者にあつては前条第一項の申請に係る居宅介護事業所又は居宅介護支援事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(同条第一号の場合に限る。))の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所の名称及び所在地

四・五 (略)

(標示)  
第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第四号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第十四条 (略)

2 法第五十条の二の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式による届書を提出することにより行うものとする。

一 (略)

二 病院、診療所、指定訪問看護事業、指定居宅サービス事業、薬局、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業、居宅介護支援事業、特定福祉用具販売事業、介護予防事業、介護予防支援事業、特定介護予防福祉用具販売事業、助産所又は施術所を休止し、又は廃止した場合 様式第六号

三 病院、診療所、指定訪問看護事業、指定居宅サービス事業、薬局、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業、居宅介護支援事業、特定福祉用具販売事業、介護予防事業、介護予防支援事業、特定介護予防福祉用具販売事業、助産所又は施術所を再開した場合 様式第七号

3 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師法(昭和二十三年法律第二二一号)第七条第一項若しくは第二項、衛

(標示)  
第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第四号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第十四条 (略)

2 法第五十条の二の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式による届書を提出することにより行うものとする。

一 (略)

二 病院、診療所、指定訪問看護事業、指定居宅サービス事業、薬局、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業、居宅介護支援事業、助産所又は施術所を休止し、又は廃止した場合 様式第六号

三 病院、診療所、指定訪問看護事業、指定居宅サービス事業、薬局、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業、居宅介護支援事業、助産所又は施術所を再開した場合 様式第七号

3 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師法(昭和二十三年法律第二二一号)第七条第一項若しくは第二項、衛

科医師法(昭和二十三年法律第二二二号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の九第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百二条、第一百三条第三項、第一百四十一条、第一百四十二条第一項、第一百四十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百四十五条の八第一項、第一百四十五条の十七第一項、第一百四十五条の二十六第一項若しくは第一百四十五条の二十九第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二二三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九條第一項若しくは第十條第二項又は柔道整復師法第八條第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、様式第八号により、十日以内、法第四十九条又は第五十四条の二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

科医師法(昭和二十三年法律第二二二号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百二条、第一百三十一条、第一百四十二条第一項若しくは第一百四十二条第三項、第一百四十三条第三項、第一百四十四条第一項、第一百四十五条の八第一項、第一百四十五条の十七第一項、第一百四十五条の二十六第一項若しくは第一百四十五条の二十九第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二二三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九條第一項若しくは第十條第二項又は柔道整復師法第八條第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、様式第八号により、十日以内、法第四十九条又は第五十四条の二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

改 正 案	現 行
<p>別表（第一条関係） 一～五十四（略）</p> <p>五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同法第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二條の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五條第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七條第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九條第三項の施設サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四條第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四條の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七條第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九條第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九條の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九條の三十一第一項（同法第六十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九條の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六條第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八條の六第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三條第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十條第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百零一条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十二條第一項の指定</p>	<p>別表（第一条関係） 一～五十四（略）</p> <p>五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同法第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第七十六條第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第八十三條第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十條第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百十二條第一項の指定介護老人保健施設等の報告等及び同法第八十一條第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等以外の申請等</p>
<p>介護療養型医療施設等の報告等、同法第一百五條の六第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五條の十五第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五條の二十四第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百五條の三十四第一項（同法第一百五條の三十六第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、第八十一條第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一條の四第一項の指定市町村事務受託法人等の報告等（<u>ニ</u>）以外の申請等</p> <p>五十六（略）</p>	<p>五十六（略）</p>

別表第一（第四百四十条の三十一関係）

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
- イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
- ハ 法人等の設立年月日
- ニ 当該報告に係る介護サービス以外の介護サービスであつて、法人等が当該報告に係る介護サービスを提供しようとする事務所等又は当該報告に係る介護サービスを提供する事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
- ホ その他介護サービスの種類に依じて必要な事項
- ニ 当該報告に係る介護サービスを提供しようとする事業所等又は当該報告に係る介護サービスを提供する事業所等に関する事項
- イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

一頁

- ロ 介護保険事業所番号
- ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
- ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日）
- ホ 事業所等までの主な利用交通手段
- ヘ その他介護サービスの種類に依じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
- イ 職種別の従業者の数
- ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業員一人当たりの利用者数等
- ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスに係る業務に従事した経験年数等
- ニ 従業者の健康診断の実施状況
- ホ その他介護サービスの種類に依じて必要な事項

四 介護サービスの内容に関する事項

イ 事業所等の運営に関する方針

ロ 当該報告に係る介護サービスの内容、利用定員等

ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者等の提供実績

ニ 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

ヘ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等

ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

チ その他介護サービスの種類に依りて必要な事項

五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たつての料金に関する事項

六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二（第四百四十条の三十一関係）

介護サービスの種類	大項目	中項目	小項目
訪問介護	介護サービスの内容に関する事項	<p>一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置</p>	<p>一 訪問介護の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>三 利用者等の状態に応じた訪問介護計画（指定居宅サービス等基準第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>四 利用者等に対する利用者の負担に関する説明の実施の状況</p>

		<p>二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置</p>	<p>一 認知症の利用者に対する訪問介護の質の確保のための取組の状況</p> <p>二 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 利用者の家族の心身の状況の把握及び介護方法等に関する助言等の実施の状況</p> <p>四 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況</p> <p>五 移動の介助及び外出に関する支援の質の確保のための取組の状況</p> <p>六 家事等の生活の援助の質の確保のための取組の状況</p> <p>七 訪問介護員等（法第八条第二項及び第八条</p>
--	--	---------------------------------------	--

	<p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p>	<p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p>	<p>の二第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。以下同じ。）による訪問介護の提供内容の質の確保のための取組の状況</p>
	<p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している</p>	<p>一 介護支援専門員等との連携の状況 二 主治の医師等との連携の状況</p>	

	<p>外部の者等との連携</p>	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>一 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 二 計画的な事業運営のための取組の状況 三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 四 訪問介護の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>
	<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>		

	八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のための取組の状況	に対する指導の実施の状況
	九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	一 個人情報の保護の確保のための取組の状況 二 訪問介護の提供記録の開示の実施の状況	
	十 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況 二 利用者等の意向等を踏まえた訪問介護の提供内容の改善の実施の状況 三 訪問介護の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	

	訪問入浴介護	
	介護サービスの内容に関する事項	
	一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置	一 訪問入浴介護の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 三 利用者等の状態に応じた訪問入浴介護のための計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 四 利用者等に対する利用者の負担に関する説明の実施の状況
	二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	一 認知症の利用者に対する訪問入浴介護の質の確保のための取組の状況 二 利用者等のプライバシーの保護のための取

	<p>組の状況</p> <p>三 訪問入浴介護の提供の前における利用者の健康状態の確認等の実施の状況</p> <p>四 入浴の介助の質の確保のための取組の状況</p> <p>五 訪問入浴介護に必要な機材等の点検及び衛生管理の実施の状況</p> <p>六 訪問入浴介護の提供内容の質の確保のための取組の状況</p>
<p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p>	<p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p>
<p>四 介護サービスの内容の評価、改善等のため</p>	<p>一 訪問入浴介護の提供状況の把握のための取組の状況</p>

	<p>に講じている措置</p>	<p>二 訪問入浴介護のための計画の見直しの実施の状況</p>
<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>	<p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p>	<p>一 介護支援専門員等との連携の状況</p> <p>二 主治の医師等との連携の状況</p>
	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>一 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>二 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>四 訪問入浴介護の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>

<p>七 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p>	<p>一 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況 二 訪問入浴介護の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 三 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p>
<p>八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p>	<p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p>
<p>九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p>	<p>一 個人情報の保護の確保のための取組の状況 二 訪問入浴介護の提供記録の開示の実施の状況</p>
<p>十 介護サービスの質の</p>	<p>一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況</p>

	<p>訪問看護</p>	<p>確保のために総合的に講じている措置</p>	<p>況 二 利用者等の意向等を踏まえた訪問入浴介護の提供内容の改善の実施の状況 三 訪問入浴介護の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>
	<p>介護サービスの内容に関する事項</p>	<p>一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置</p>	<p>一 訪問看護の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 三 利用者等の状態に応じた訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第七十条第一項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。）の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p>

	<p>四 利用者等に対する利用者の負担に関する説明の実施の状況</p>
<p>二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置</p>	<p>一 認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>二 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 機能訓練の実施及び質の確保のための取組の状況</p> <p>四 利用者の家族の心身の状況の把握及び看護方法、介護方法等に関する助言等の実施の状況</p> <p>五 療養生活の支援の実施の状況</p> <p>六 服薬の管理についての指導等の実施の状況</p>

	<p>七 利用者等の悩み、不安等に対する看護の質の確保のための取組の状況</p> <p>八 医療処置のための質の確保の取組の状況</p> <p>九 病状の悪化の予防のための取組の状況</p> <p>十 病状の急変に対する対応のための取組の状況</p> <p>十一 在宅におけるターミナルケアの質の確保のための取組の状況</p>
<p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p>	<p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p>
<p>四 介護サービスの内容の評価、改善等のため</p>	<p>一 訪問看護の提供状況の把握のための取組の状況</p>

	<p>に講じている措置</p> <p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p>	<p>二 訪問看護計画書の見直しの実施の状況</p> <p>一 介護支援専門員等との連携の状況</p> <p>二 主治の医師等との連携の状況</p>
<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>一 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>二 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>四 訪問看護の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>
<p>七 事業運営を行う事業</p>	<p>一 事業所における役割分担等の明確化のため</p>	

	<p>所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p>	<p>の取組の状況</p> <p>二 訪問看護の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>三 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p>
<p>八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p>		<p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p>
<p>九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p>		<p>一 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>二 訪問看護の提供記録の開示の実施の状況</p>
<p>十 介護サービスの質の確保のために総合的に</p>		<p>一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況</p>

	通所介護		介護サービスの内容に関する事項	講じている措置	<p>一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置</p>
<p>二 利用者等の意向等を踏まえた訪問看護の提供内容の改善の実施の状況</p> <p>三 訪問看護の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>	<p>一 通所介護の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>三 利用者等の状態に応じた通所介護計画（指定居宅サービス等基準第九十九条第一項に規定する通所介護計画をいう。以下同じ。）の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>四 利用者等に対する利用者の負担に関する説</p>				

		<p>二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置</p>		<p>明の実施の状況</p>	<p>一 認知症の利用者に対する通所介護の質の確保のための取組の状況</p> <p>二 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 身体的拘束等（指定居宅サービス等基準第一百二十八条第四項に規定する身体的拘束等という。以下同じ。）の排除のための取組の状況</p> <p>四 計画的な機能訓練の実施の状況</p> <p>五 利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況</p> <p>六 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保の</p>
--	--	---------------------------------------	--	----------------	---

	<p>ための取組の状況</p> <p>七 健康管理のための取組の状況</p> <p>八 安全な送迎のための取組の状況</p> <p>九 レクリエーションの実施に関する取組の状況</p> <p>十 施設、設備等の安全性・利便性等への配慮の状況</p>
<p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p>	<p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p>
<p>四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p>	<p>一 通所介護の提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>二 通所介護計画の見直しの実施の状況</p>

	<p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p>	<p>一 介護支援専門員等との連携の状況</p> <p>二 主治の医師等との連携の状況</p> <p>三 地域との連携、交流等の取組の状況</p>
<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>一 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>二 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>四 通所介護の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>
	<p>七 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分</p>	<p>一 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況</p>

<p>担、情報の共有等のために講じている措置</p>	<p>二 通所介護の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p>
<p>八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p>	<p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p>
<p>九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p>	<p>一 個人情報の保護の確保のための取組の状況 二 通所介護の提供記録の開示の実施の状況</p>
<p>十 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p>	<p>一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況 二 利用者等の意向等を踏まえた通所介護の提供内容の改善の実施の状況 三 通所介護の提供のためのマニュアル等の活用</p>

<p>特定施設入居者生活介護</p>	<p>介護サービスの内容に関する事項</p>	<p>一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置</p>	<p>用及び見直しの実施の状況</p> <p>一 特定施設入居者生活介護の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 三 利用者等の状態に応じた特定施設サービス計画（指定居宅サービス等基準第百八十四条第一項の特定施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成及び利用者等の同意の取得の状況 四 成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況</p>
--------------------	------------------------	---	---

<p>二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置</p>	<p>五 利用者等に対する利用者の負担に関する説明の実施の状況</p> <p>六 介護が必要となった場合の手續等の説明及び同意の取得の状況</p>
<p>二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置</p>	<p>一 認知症の利用者に対する特定施設入居者生活介護の質の確保のための取組の状況</p> <p>二 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 身体的拘束等の排除のための取組の状況</p> <p>四 計画的な機能訓練の実施の状況</p> <p>五 利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況</p> <p>六 特定施設入居者生活介護の質の確保のため</p>

<p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p>	<p>七 健康管理のための取組の状況</p> <p>八 利用者の生活の質の向上のための取組の状況</p>
<p>四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p>	<p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>一 特定施設入居者生活介護の提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>二 特定施設サービス計画の見直しの実施の状況</p>
<p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等</p>	<p>指定居宅サービス等基準第九十一条第一項に規定する協力医療機関等との連携の状況</p>

	介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項	
外部の者等との連携	六 適切な事業運営の確保のために講じている措置	一 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 二 計画的な事業運営のための取組の状況 三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 四 特定施設入居者生活介護の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
のために実施している	七 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	一 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況 二 特定施設入居者生活介護の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための

八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のための取組の状況	取組の状況
九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	一 個人情報の保護の確保のための取組の状況 二 特定施設入居者生活介護の提供記録の開示の実施の状況	
十 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況 二 利用者等の意向等を踏まえた特定施設入居者生活介護の提供内容の改善の実施の状況 三 特定施設入居者生活介護の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	

福祉用具貸与		介護サービスの内容に関する事項
一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置	一 福祉用具貸与の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 三 利用者等の状態に応じた福祉用具の選定及び利用者等の同意の取得の状況 四 利用者等に対する利用者への負担に関する説明の実施の状況	一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置
二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	一 認知症の利用者に対する福祉用具貸与の質の確保のための取組の状況 二 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

三 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	
四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	一 福祉用具の使用状況の確認のための取組の状況 二 福祉用具の調整、交換等の取組の状況	
五 介護サービスの質の	介護支援専門員等との連携の状況	

	<p>確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p>	
<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>一 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 二 計画的な事業運営のための取組の状況 三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 四 福祉用具貸与の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>
	<p>七 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のた</p>	<p>一 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況 二 福祉用具貸与の提供のために必要な情報に</p>

<p>八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p>	<p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p>
<p>九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p>	<p>一 個人情報の保護の確保のための取組の状況 二 福祉用具貸与の提供記録の開示の実施状況</p>
<p>十 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p>	<p>一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況 二 利用者等の意向等を踏まえた福祉用具貸与の提供内容の改善の実施の状況</p>

	居宅介護支援	
	介護サービ	
	スの内容に 関する事項	
二 利用者本位の介護サ ービスの質の確保のた	一 介護サービスの提供 開始時における利用者 等に対する説明及び契 約等に当たり、利用者 の権利擁護等のために 講じている措置	三 福祉用具貸与の提供のためのマニユアル等 の活用及び見直しの実施の状況
一 認知症の利用者に対する居宅介護支援の質 の確保のための取組の状況	一 居宅介護支援の提供開始時における利用者 等に対する説明及び利用者等の同意の取得の 状況 二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分 析の実施の状況 三 利用者等の状態に応じた居宅サービス計画 (法第八条第二十一項に規定する居宅サービ ス計画をいう。以下同じ。)の作成及び利用 者等の同意の取得の状況	

四 介護サービスの内容 の評価、改善等のため	三 相談、苦情等の対応 のために講じている措 置	二 利用者等のプライバシーの保護のための取 組の状況 三 要介護認定等の申請に係る援助の取組の状 況 四 入退院又は入退所に当たつての支援のため の取組の状況 五 公正・中立な居宅介護支援のための取組の 状況
一 居宅サービス計画の実施状況の把握のため の取組の状況	相談、苦情等の対応のための取組の状況	

<p>に講じている措置</p>	<p>二 居宅サービス計画の見直し及び利用者等の同意の取得の状況</p>
<p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p>	<p>一 他の介護サービス事業者等との連携の状況 二 サービス担当者会議（指定居宅介護支援等基準第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）の開催等の状況</p>
<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>
<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>一 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 二 計画的な事業運営のための取組の状況 三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 四 居宅介護支援の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>

<p>七 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p>	<p>一 事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況 二 居宅介護支援の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 三 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p>
<p>八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p>	<p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p>
<p>九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p>	<p>一 個人情報の保護の確保のための取組の状況 二 居宅介護支援の提供記録の開示の実施の状況</p>
<p>十 介護サービスの質の</p>	<p>一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況</p>

	介護福祉施設サービス	介護福祉施設サービスの内容に関する事項	<p>確保のために総合的に講じている措置</p> <p>況</p> <p>二 利用者等の意向等を踏まえた居宅介護支援の提供内容の改善の実施の状況</p> <p>三 居宅介護支援の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p> <p>一 介護福祉施設サービスの提供開始時における入所者等に対する説明及び入所者等の同意の取得の状況</p> <p>二 入所者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>三 入所者等の状態に応じた施設サービス計画の作成及び入所者等の同意の取得の状況</p> <p>四 成年後見制度等の活用の支援のための取組</p>
--	------------	---------------------	--

	<p>二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置</p>	<p>の状況</p> <p>五 入所者等に対する利用者の負担に関する説明の実施の状況</p> <p>一 認知症の入所者に対する介護福祉施設サービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>二 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 身体的拘束等の排除のための取組の状況</p> <p>四 計画的な機能訓練の実施の状況</p> <p>五 利用者との家族等との連携、交流等のための取組の状況</p> <p>六 介護福祉施設サービスの質の確保のための取組の状況</p>
--	---------------------------------------	---

<p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p>	<p>七 ターミナルケアの質の確保のための取組の状況</p> <p>八 入所者の生きがいの向上のための取組の状況</p> <p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p>
<p>四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p>	<p>一 介護福祉施設サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>二 介護福祉施設サービスの提供内容の見直しの実施の状況</p>
<p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等</p>	<p>一 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項の協力病院等との連携の取組の状況</p>

<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>二 地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>一 従業者等に対する従業者が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>二 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>四 介護福祉施設サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>
<p>七 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p>	<p>一 施設における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>二 介護福祉施設サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p>	

	八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のための取組の状況	組の状況
	九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	一 個人情報の保護の確保のための取組の状況 二 介護福祉施設サービスの提供記録の開示の実施の状況	
	十 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況 二 入所者等の意向等を踏まえた介護福祉施設サービスの提供内容の改善の実施の状況 三 介護福祉施設サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	

	介護保健施設サービス	介護サービスの内容に関する事項	
	一 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置		
二 利用者本位の介護サービスの質の確保のため	一 介護保健施設サービスの提供開始時における入所者等に対する説明及び入所者等の同意の取得の状況 二 入所者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 三 入所者等の状態に応じた施設サービス計画の作成及び入所者等の同意の取得の状況 四 成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況 五 入所者等に対する入所者の負担に関する説明の実施の状況		
			一 認知症の入所者に対する介護保健施設サービスの質の確保のための取組の状況

		<p>めに講じている措置</p> <p>二 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 身体的拘束等の排除のための取組の状況</p> <p>四 計画的な機能訓練の実施の状況</p> <p>五 入所者の家族等との連携、交流等のための取組の状況</p> <p>六 栄養管理の質の確保のための取組の状況</p> <p>七 入浴、排せつ等の介助の質の確保のための取組の状況</p> <p>八 医学的管理下における介護の質の確保のための取組の状況</p> <p>九 入所者の身体の状態等に応じた介護保健施設サービスの提供を確保するための取組の状況</p>
--	--	---

	<p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p>	<p>況</p> <p>十 レクリエーションの質の確保のための取組の状況</p> <p>十一 退所後の介護サービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>十二 在宅療養介護に対する支援の実施の状況</p>
<p>四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p>	<p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p>	<p>一 介護保健施設サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>二 介護保健施設サービスの提供内容の見直しの実施の状況</p>

	<p>五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p>	<p>一 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力病院等との連携の取組の状況</p> <p>二 地域との連携、交流等の取組の状況</p>
<p>介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項</p>	<p>六 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p>	<p>一 従業者等に対する従業者が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>二 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>三 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>四 介護保健施設サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p>
	<p>七 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分</p>	<p>一 施設における役割分担等の明確化のための取組の状況</p>

	<p>担、情報の共有等のために講じている措置</p>	<p>二 介護保健施設サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p>
<p>八 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p>		<p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p>
<p>九 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p>		<p>一 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>二 介護保健施設サービスの提供記録の開示の実施の状況</p>
<p>十 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p>		<p>一 従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>二 入所者等の意向等を踏まえた介護保健施設サービスの提供内容の改善の実施の状況</p>

共通事項			
			<p>三 介護保健施設サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>

介護保険法施行規則及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(地域包括支援センターに関する経過措置)

第二条 当分の間、この省令による改正後の介護保険法施行規則第四百十条の五十七の規定の適用については、同条第二号イ中「保健師」とあるのは「保健師又は地域保健等に関し経験のある看護師」と、同号ロ中「社会福祉士」とあるのは「社会福祉士又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）における現業事務（現業事務の指導監督及び福祉事務所がない町村において社会福祉主事として行う事務を含む。）に通算して五年以上若しくは介護支援専門員の業務に通算して三年以上従事した経験を有し、かつ、高齢者の保健又は福祉に関する相談に応じ、助

一頁

言その他の援助を行う業務に三年以上従事した経験を有する者」と、同号ハ中「主任介護支援専門員（第四百十条の五十九第三項に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。）又は令第三十七条の二十一に規定する研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、若しくは介護支援専門員からの相談に応じ、必要な助言を行う事業に従事した経験を有する介護支援専門員」とする。

(高額介護サービス費の支給の申請の特例)

第三条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号。以下「平成十八年改正令」という。）附則第九条の高額介護サービス費に関する特例に係る申請については、介護保険施行規則第八十三条の四の規定を準用する。この場合において、第八十三条の四第三項中「令第二十二條の二第五項、第六項又は第七項」とあるのは、「平成十八年改正令附則第九条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例）

第四条 市町村は、介護保険法施行規則第八十三条の五の規定にかかわらず、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間に特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受けるとして認定をすることができる。

一 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号。以下「平成十八年改正令」という。）附則第四条第一項第一号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和第六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有して居る者

ロ 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二号第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下この条において「収入金額等」という。）が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

2 介護保険法施行規則第八十三条の五の規定にかかわらず、市町村は、平成十九年七月一日から平成二十

年六月三十日までの間に特定介護サービスを受ける要介護被保険者であつて、次に掲げる者について法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者として認定をすることができる。

一 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者と同じの世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例に係る認定の手続き等について

五頁

）  
第五条 介護保険法施行規則第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、第八十三条の六第一項中「前条の規定」とあるのは「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「改正省令」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定」と、同項第一号及び同条第五項第一号中「前条各号」とあるのは「改正省令附則第四条第一項各号又は第二項各号」と、第八十三条の七中「前条第一項」とあるのは「改正省令附則第四条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（高額介護予防サービス費の支給の申請の特例）

第六条 平成十八年改正令附則第九条の高額介護予防サービス費に関する特例に係る申請については、介護保険施行規則第九十七条の二の規定を準用する。この場合において、第九十七条の二第三項中「令第二十九条の二第五項、第六項又は第七項」とあるのは、「平成十八年改正令附則第九条により読み替えて適用する第八条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例）

第七条 市町村は、介護保険法施行規則第九十七条の三の規定にかかわらず、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間に特定介護予防サービス（法第六十一の二第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいい、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げる者について法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者として認定をすることができる。

一 平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 老齢福祉年金の受給権を有してゐる者

ロ 特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六

七頁

月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二号第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下この条において「収入金額等」という。）が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

2 介護保険法施行規則第八十三条の五の規定にかかわらず、市町村は、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間に特定介護予防サービスを受ける居宅要支援被保険者であつて、次に掲げる者について法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者として認定をすることができる。

一 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当

するもの

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

（法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例に係る認定の手続き等について）

第八条 介護保険施行規則第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定につい

て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の六第一項	前条の規定	改正省令附則第七条第一項又は第二項の規定
	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第二項	前条各号	改正省令附則第七条第一項各号又は第二項各号
	同項第一号及び第四号	同項第一号
第八十三条の六第四項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第五項	前条各号	改正省令附則第七条第一項各号又は第二項各号
	前条各号	第二項各号

第八十三条の六第七項、第九項及び第十項		要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の七		前条第一項	改正省令附則第七条第一項又は第二項
要介護被保険者		居宅要支援被保険者	
特定介護サービス		特定介護予防サービス	
特定介護保険施設等（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）		特定介護予防サービス事業者（法第六十一条の二第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）	
第八十三条の八第一項		特定介護保険施設等	特定介護予防サービス事業者
居住等		滞在	
食費の基準費用額（法第五十一条の		食費の基準費用額（法第六十一条の	

第八十三条の八第二項		二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）
居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）		滞在費の負担限度額（法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	
特定入所者介護サービス費		特定入所者介護予防サービス費居宅	
要介護被保険者		要支援被保険者	
特定介護保険施設等に提出		特定介護予防サービス事業者に提出	
特定介護サービス		特定介護予防サービス	

第八十三条の八第三項	居住等	滞在
	第三号の特定介護保険施設等に居住し、又は滞在していた期間	特定介護予防サービスを受けていた期間
居住費	滞在費	

(介護保険法施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者に係る認定の手続き等について)

第九条 附則第三条及び介護保険法施行規則第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四条第一項	介護保険法施行規則第八十三条の五	介護保険法施行規則第七十条の二 五
----------	------------------	----------------------

一三頁

附則第四条第二項	特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス等
	介護保険法施行規則第八十三条の五	介護保険法施行規則第七十二条の二 の五
特定介護サービスを 要介護被保険者	指定介護福祉施設サービス等を	
法第五十一条の二第一項の 要介護被保険者	指定介護福祉施設サービス等を	
特定介護サービスを	指定介護福祉施設サービス等を	
介護保険法施行規則第八十三条の五	介護保険法施行規則第七十二条の二 の五	
特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス等	

第八十三条の六第一項	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	法第五十一条の二第一項	介護保険法施行法第十三条第五項
前条の規定	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	前条各号	改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項又は第二項の規定
要介護被保険者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	前条各号	改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項各号又は第二項各号
指定施設サービス等を受けている場合 合にあつては、当該指定施設サービス	指定施設サービス等を受けている場合	指定介護福祉施設サービス等を受けている場合にあつては、当該指定介

第八十三条の六第四項	介護保険施設に	指定介護老人福祉施設等に
	様式第一号の二	様式第一号の三
第八十三条の六第五項	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
第八十三条の六第七項 、第九項及び第十項	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	前条各号	改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項各号又は第二項各号
ス等を受けている介護保険施設	ス等を受けている介護保険施設	介護福祉施設サービス等を受けている指定介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設等」という。）

第八十三条の七

前条第一項	改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項又は第二項
要介護被保険者	要介護旧措置入所者
特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス等
特定介護保険施設等（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	指定介護老人福祉施設等
第八十三条の八第一項	
特定介護保険施設等	指定介護老人福祉施設等
居住等	居住
食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	食費の特定基準費用額（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額をいう。）

第八十三条の八第二項	
要介護被保険者	要介護旧措置入所者
食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。第三項において同じ。）
居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。第三項において同じ。）
第八十三条の八第二項	
特定介護保険施設等	指定介護老人福祉施設等
要介護被保険者	要介護旧措置入所者
食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。第三項において同じ。）
居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。第三項において同じ。）

第八十三条の八第三項	特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス等
	居住等	居住
	居住し、又は滞在していた	居住していた
	食費の負担限度額	食費の特定負担限度額
	居住費の負担限度額	居住費の特定負担限度額